

第2回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木）13時30分～13時50分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 13人

工藤	優一	委員	境	祐二	推進委員
三上	豊	委員	山口	努	推進委員
築館	昇	委員	大川	元樹	推進委員
藤田	重孝	委員			
原子	一行	委員			
浅利	力	委員			
長内	幸子	委員			
土岐	工	委員			
三浦	隆彦	委員			
高橋	藤人	委員			

4. 議事日程

議案第2号	農地法第3条による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第4号	令和4年農作業標準賃金について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第4号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5. 農業委員会事務局職員

局長 木田 昭人 次長 齋藤 孝嗣 主事 水木 雄士 主事 花岡 美来

6. 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第2回大鰐町農業委員会総会を開催致します。高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中13名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
5番の原子 一行委員と6番の浅利 力委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。
議案第2号、農地法第3条による許可申請について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画書の決定についてですが、整理番号1番と2番に三上委員についての案件がありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により三上 豊委員は一旦退出をお願いします。

(三上委員 退出)

議 長 議案第3号の整理番号1番・2番について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号1番・2番については許可することに致します。

(三上委員 入場)

議 長 議案第3号の整理番号3番と4番について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第4号、令和4年農作業標準賃金についてです。参考として、右側に近隣市町村の令和4年分の標準賃金を記載しております。青森県の最低賃金も踏まえて、皆さんで大鰐町の標準賃金を決めたいと思います。

青森県の最低賃金については、令和3年10月6日より青森地方最低賃金審査会において時給822円に決定されました。

これにより一日当たりの賃金が6,576円となり切上げると6,600円となりますので、水田作業・果樹作業については6,600円でいかがでしょうか。また、果樹作業の中のせん定についてですが、令和3年は8,000円から10,000円だったところを、最低賃金が上がったことを踏まえ、9,000円から11,000円でいかがでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 続いて、機械作業についてですが、近隣市町村では令和3年と同様であるということで、当町についても令和3年と同様でいかがでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、水田作業・果樹作業については6,600円、そのうち果樹作業のせん定については9,000円から11,000円とし、機械作業については昨年と同額ということで決定致します。

続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第2号は原案のとおり受理することに致します。続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第3号は原案のとおり受理します。

続きまして、報告第4号、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、質問・意見等ございませんか。

三浦委員 田の部の賃借料についてですが、基盤整備地域と未整備地域の最高額を比べると未整備地域が高くなっている理由は。

事務局 賃借料情報は令和3年の実績を表にしており、賃借料はあくまでも貸し手

と借り手の話合いで決まるため、令和3年については未整備地域の最高額の方が高くなっています。

議 長 その他、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第4号は原案のとおり受理することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会を閉会致します。